別表十八の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条」に改め、同第11号を次のように改める。

２　「((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額　(9)」の欄は、当該事業年度以前の各事業年度において租税特別措置法施行令第39条の32の３第７項第１号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる金額があ

る又はあつた場合には「又は(6)」を消し、その他の場合には「(3)又は」を消すこと。

別表十八の記載要領第11号及び第四号を削り、同第五号中「。次号において「平成27年改正省令」という。」を削り、「「一時差異等調整積立金の積立額　(20)」」を「「一時差異等調整積立金の積立額　(15)」」に、

「「控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額
(42の計)又は(45の計)　(21)」」を「「控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額
(別表十(八)付表「34の計」)　(17)」」に改め、同号を同第11号とし、同第六号を削り、同表の次に次の１表を加える。